

岐阜県庁舎「GALLERY GIFU」展示運營業務委託に関する一般競争入札公告

岐阜県庁舎「GALLERY GIFU」展示運營業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年3月19日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
岐阜県庁舎「GALLERY GIFU」展示運營業務委託
- (2) 委託業務の概要
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
県の指定する場所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日から起算して過去3年以内に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 平成30年度以降に、岐阜県が発注した以下の施設で、今回の発注業務と同種の業務を元請けとして受注・完了した実績を有すること。

博物館法（平成26年法律第285号）に規定された登録博物館又は同法に規定された博物館に相当する施設並びに教育・文化に関する展示施設

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
住所：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
部署：岐阜県広報課県政広報係
連絡先：電話 058-272-1115
FAX 058-278-2506
E-mail：c11103@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 6 年 3 月 19 日（火）から令和 6 年 3 月 25 日（月）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、3 の（1）の担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を 3 の（1）まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 6 年 3 月 27 日（水）午後 4 時（必着）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 6 年 4 月 3 日（水）午後 2 時

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、令和 6 年 4 月 2 日（火）午後 5 時までに 3 の（1）必着のこと。）

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県庁 3 階 302 会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3 の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度入札は原則として 1 回のみとする。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りでない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

本入札は、令和 6 年第 1 回岐阜県議会定例会において、新年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行をとりやめることがある。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(7) 入札等に関する質疑がある場合は、令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 5 時（必着）までに、書面により 3 の（1）まで提出するものとする。

(8) 質問に対する回答は、令和 6 年 3 月 26 日（火）までに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、岐阜県のホームページ上にて公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。